



令和2年度五所川原市地域集会所改修等助成金 交付までの流れ

時期	項目	内容	要綱
4月以降	町内会等での意思決定	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が総会等で事業計画を審議し、事業の実施について議決を得ます。 ※助成金の交付申請時に、議決時の議事録等を提出していただきます。 	第7条 第5号
6月1日から 6月30日まで	助成金の交付申請書類の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が助成金の交付申請書類を作成し、市に提出します。 予算を超える申請があった場合は、抽選となります。 	第7条
7月1日から 10月30日まで		<ul style="list-style-type: none"> 6月30日時点で予算に到達しない場合は、先着順で受付します。予算に到達した時点で受付終了となります。 	
交付決定	補助金の交付決定	<ul style="list-style-type: none"> 市が交付申請の内容を審査し、助成金の交付を決定します。 	第8条 第1項
交付決定後	工事請負契約等	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が請負業者と工事請負契約を締結します。 施工業者が工事に着手します。 	
工事完了時	事業の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が市に実績報告書を提出します。 	第13条 第1項
	工事の完了確認	<ul style="list-style-type: none"> 市が改修等工事の完了を確認します。 	第14条 第2項
助成額確定	助成額の確定	<ul style="list-style-type: none"> 市が助成金額の確定を町内会等に通知します。 	第14条 第1項
助成金請求	助成金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が市に助成金の請求をします。 	第15条
助成金交付	助成金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 市が受領委任払いにより施工業者の口座に補助金を振り込します。 	第16条
助成事業完了	工事代金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者は助成金額分の領収書を交付決定者に発行し、その写しを市に提出します。 	第16条